



家庭からの雑排水等で川が汚れています

# 下水道へ接続しましょう

快適な生活環境を目指して



下水道につないでいない多くの家庭の台所からの排水や洗濯水等がそのまま川に流れています

西原町役場 上下水道課



中城湾南部流域下水道促進協議会  
キャラクター(オカヤドカリ)

# 下水道がきれいになります

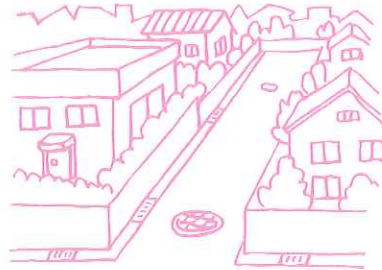
## 川や海が きれいになります

家庭や工場排水から出る汚れた水が直接川や海に流れこむことがなくなり、澄んだ美しい水になります。



## 清潔で きれいな街になります

下水道が整備されると、汚水たれ流しや側溝放流などがなくなり、ひどい悪臭はもちろん、蚊などの不快害虫の発生を防ぎ快適な生活がおくれます。



## 水洗トイレが使えます

下水道が整備されると悪臭の原因であるくみ取り便所から衛生的な水洗トイレに切り替えられ、さわやかな暮らしができます。また、浄化槽の掃除などめんどろな維持管理をしなくてもすみます。



※せっかく下水道が整備されても、各家庭や工場等が下水道に接続しなければ下水道の役割は果たせません。

# 接続をしましょう

お住まいの地域が下水道の処理区域になりますと下水道への接続をしていただくことになります。（下水道接続の義務：下水道法第10条、第11条の3）

## 排水設備とは

公共下水道に汚水を流すためには、それぞれのご家庭で排水設備（私設下水道）をつくらなければなりません。この排水設備は、宅地や私道内に排水管・汚水ますなどをつくって、ご家庭から出る台所・洗濯・洗面・風呂・水洗トイレなどからの汚水を、すみやかに公共下水道に流す役割を果たしています。排水設備は、指定工事店で工事をしない皆さま個人で、保守・点検などの管理をしていただくことになっています。

※雨水等は下水道に流すことはできません。

## 排水設備の設置例



# 排水設備工事の申込みから完成まで

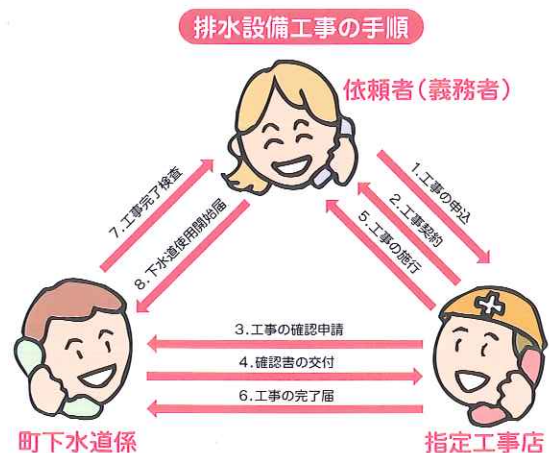
## 排水設備(接続)工事は必ず 『西原町下水道排水設備指定工事店』 に依頼して行ってください。

指定工事店制度は、粗悪工事・不当請求がなくなるように、適正に安心して工事をまかせられるよう町が工事店を指定する制度です。指定店以外のところで工事をいたしますと違法ですので、工事のやり直し・下水道使用料のさかのぼっての徴収などがありますので注意して下さい。

### 排水設備工事の順序

- 1. 工事の申込**  
依頼者(義務者)が指定工事店に工事の依頼をします。
- 2. 工事契約**  
指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから施工方法、費用、支払い条件(注1)などを十分に打ち合わせを行い、工事契約をします。
- 3. 工事の確認申請**  
指定工事店は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。確認申請書には、依頼者の押印が必要です。
- 4. 確認書の交付**  
町では、申請書をもとに施工法が基準に合い適正かどうかを審査して工事の確認をします。審査に合格すると排水設備計画確認書が交付されます。確認を受けた後でなければ工事に着手できません。
- 5. 工事の施行**  
指定工事店が工事に着手します。
- 6. 工事の完了届**  
指定工事店は工事が完了したら5日以内に下水道排水設備工事完了届を町に提出します。
- 7. 工事完了検査**  
町は工事の完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証及び、下水道接続済の章標を交付します。
- 8. 下水道使用開始届**  
申請者(依頼者)は下水道使用開始届を町に提出し、下水道を使用できるようになります。

注1：融資あっせんについては次のページを参照。



# 排水設備工事に対する融資のあっせん

排水設備工事に対する費用を50万円を限度(工事費の範囲内)に町が銀行等に対し融資のあっせんを行います。利息相当額は町が補給します。

## 融資のあっせん

### 1 融資あっせん限度額 50万円

### 2 申込方法

融資申込書は確認申請と同時に指定工事店をとおして申込んで下さい。  
(工事着手は融資決定通知後になります。)

### 3 指定金融機関

沖縄銀行(西原支店)  
沖縄海邦銀行(西原支店)  
沖縄県農業協同組合(西原支店)  
琉球銀行(西原支店)

### 4 返済方法

融資を受けた翌月から元利均等方式で、  
毎月5,000円以上を60回以内で償還していただきます。

### 5 利子の支払い

年度ごとの部分返済後、又は返済完了後に利息相当額については、  
借受人からの請求により町がお支払いします。  
(但し、延滞利息等は個人負担)

### 6 その他条件等

- ・町税を完納していること。
- ・金融機関の指定する保証制度の利用、  
又は、連帯保証人1人。
- ・その他



# 下水道は正しく使いましょう

下水道には、何でも流せるというものではありません。下水道は自然や生活環境をよくするための公共の財産です。みんなで大切に使いましょう。

## 水洗トイレではトイレットペーパーを

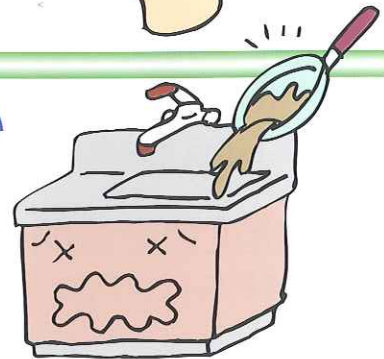
ティッシュペーパー等は水に溶けにくく、つまりの原因となりますので流さないで下さい。(タバコ・ビニール製品・ゴム製品・毛髪などもつまりの原因となります。)



## 台所では、生ゴミや油等を流さない

生ゴミはもちろん油等を流しますと下水管に付着し、つまりの原因となりますので流さないで下さい。

(使い古しのテンブラ油等は古新聞紙などに吸いこみますか、市販の油凝固剤で固めてゴミとして出したり、または回収して石鹼の原料として再利用しましょう。)



## ますの清掃は定期的

排水が流れこむ接続ますは、つまりやすい所ですので定期的に清掃しましょう。



## 除害施設をつくりましょう

水質基準以上の排水を流すおそれのある事業者は、事前に町と協議して除害施設を設置してください。  
(油、シンナー、ガソリン、シアン、水銀など)



## 西原町のマンホール蓋

〔図柄説明〕

本町のシンボルである運玉森をシルエットに町花ブーゲンビリアと内間御殿のサワフジをデザインしたもの

# 下水道使用料について

公共下水道に接続し、下水道を使用しはじめると流した汚水（台所、風呂場、便所などから流される排水）の量に応じて、「下水道使用料」を支払っていただきます。「下水道使用料」は、汚水をきれいな水にするための西原浄化センターへの汚水処理負担金、下水道管の清掃や修理など、維持管理費の一部にあてられます。

## 使用水量の決め方

下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて決めますが、水道水以外（井戸水・雨水等）を使用している場合には、使用の態様を勘案して個別に認定します。

## 下水道使用料金表

用途区分		汚水量（1月当たり）		使用料
家事用	基本料金	8㎡まで		429円
	超過料金	8㎡を超え	25㎡まで	57円/㎡
		25㎡を超え	50㎡まで	67円/㎡
		50㎡を超える分		76円/㎡
業務用	基本料金	10㎡まで		714円
	超過料金	10㎡を超え	100㎡まで	81円/㎡
		100㎡を超え	200㎡まで	95円/㎡
		200㎡を超え	500㎡まで	110円/㎡
		500㎡を超え	1,000㎡まで	124円/㎡
		1,000㎡を超える分		138円/㎡
大衆浴場用	1㎡につき		38円/㎡	
臨時用	1㎡につき		95円/㎡	

### 家事用の実際の使用料金例

8㎡使用の場合	429円
10㎡使用の場合	543円
20㎡使用の場合	1,113円
30㎡使用の場合	1,733円
40㎡使用の場合	2,403円
50㎡使用の場合	3,073円

### 業務用の実際の使用料金例

10㎡使用の場合	714円
50㎡使用の場合	3,954円
100㎡使用の場合	8,004円
200㎡使用の場合	17,504円
500㎡使用の場合	50,504円
1,000㎡使用の場合	112,504円

※ 基本料金と超過料金の合計額に消費税10%を加算した額を水道料金と一併にお支払いいただくことになります。

# 下水道に関する問合せは

**☎945-4934**（上下水道課管理係）

接続工事と維持管理に関すること  
 下水道の整備計画と工事に関すること  
 融資あつせん、接続補助金、下水道使用料に関すること